

薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 8 号

薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例

薩摩川内市へき地保育所条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 1 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 乳児等通園支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）に関する業務

第 1 0 条に次の 1 項を加える。

4 乳児等通園支援事業の利用の手続は、市長が別に定める。

第 1 2 条に次の 1 項を加える。

8 市長は、乳児等通園支援事業を利用する子どもの保護者から当該子ども 1 人当たり 1 時間につき 3 0 0 円を乳児等通園支援事業の保育料として徴収するものとする。

第 1 3 条第 1 項中「及び第 7 項」を「、第 7 項及び第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。